

相 談 事 例

ID : 04-05-013

相談タイトル

隣家屋根の越境に対する対応について

Q：ご相談内容

隣家の建物は、相談者宅の境界線から15cmほどしか離れていなく、屋根の先端が相談者宅敷地に5cmほど越境している。屋根の先端が相談者宅敷地に出ている事から、雨水が相談者宅建物にかかる状況で、雨のしずくが垂れるところにコケが生えてきてしまっている。以前から隣家の家主には境界より引っ込めるよう話はしているが、一向に対応する様子はない。相談センターで何か対応はしてくれないのか。どうしたらよいのか。

A：回答

隣地境界線の問題とすることですので、まずは、その境界線が「確定された境界線」であることが、前提の話となります。境界確定されている境界線についての越境ということだと、今までも要請はしていたようですが、お隣の方に改善・是正を求めていくことが基本となります。上空部分ではありませんが、相談者の方が所有されている土地の財産権を侵害している状態ですので相手の方が知っていて何も対応をしない、申出しても聞き流しているような状況だと、必要により、法的な対応も考慮されてはと思います。法的な対応を考える場合は、弁護士に相談され、どのような対応方法があるかアドバイスを貰うことが良いと思います。住まいの相談センターでは直接的に相手の方に是正を求めると言うことは行っておりません。